

(別紙)

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

(_____ 部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)</p> <p>1 1 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和4年<u>9</u>月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)</p> <p>1 1 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和4年<u>3</u>月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。</p>